（河川研究部の所掌事務）

第三十八条　河川研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　水循環及びこれに伴う物質の移動に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導（上下水道研究部の所掌に属するものを除く。）を行うこと。

四・五　（略）

（水循環研究室の所掌事務）

第四十三条　水循環研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水循環及びこれに伴う物質の移動に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関すること（上下水道研究部の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

（社会資本マネジメント研究センターに置く課等）

第八十九条　社会資本マネジメント研究センターに次の六室並びに建設マネジメント研究官、国土防災研究官及び情報研究官それぞれ一人を置く。

社会資本マネジメント研究室
社会資本システム研究室
社会資本施工高度化研究室
社会資本情報基盤研究室
建設経済・環境研究室
緑化生態研究室

（建設経済・環境研究室の所掌事務）

第九十四条　建設経済・環境研究室は、建設経済・環境に関する調査、研究及び開発に関する事務をつかさどる。

（建設専門官）

第百五条　国土技術政策総合研究所に、建設専門官四人以内を置く。

2　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

（能登上下水道復興支援室に係る特例）

第二条　第三十七条の二の能登上下水道復興支援室は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　室長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十二号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第二十八条第二項の規定に基づき、国土地理院組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土地理院組織規則の一部を改正する省令

国土地理院組織規則（平成十三年国土交通省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（河川研究部の所掌事務）

第三十八条　河川研究部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　水循環及びこれに伴う物質の移動に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導（下水道研究部の所掌に属するものを除く。）を行うこと。

四・五　（略）

（水循環研究室の所掌事務）

第四十三条　水循環研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水循環及びこれに伴う物質の移動に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関すること（下水道研究部の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

（社会資本マネジメント研究センターに置く課等）

第八十九条　社会資本マネジメント研究センターに次の七室並びに建設マネジメント研究官、国土防災研究官及び情報研究官それぞれ一人を置く。

社会資本マネジメント研究室
社会資本システム研究室
社会資本施工高度化研究室
社会資本情報基盤研究室
建設経済研究室
緑化生態研究室

（建設経済研究室の所掌事務）

第九十四条　建設経済研究室は、建設経済に関する調査、研究及び開発に関する事務をつかさどる。

（建設専門官）

第百五条　国土技術政策総合研究所に、建設専門官三人以内を置く。

2　（略）

附　則

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

（新設）